【負担軽減の額】

１ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて４区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	１か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一般１	市町村民税課税世帯 （所得割２８万円未満）	４,６００円
一般２	上記以外	３７,２００円